入園のしおり

重要事項説明書

パレット保育園

palette hoikuen

事業の設置主体

特定非営利活動法人つみき　　理事長　福永　浩司

住所　兵庫県西宮市中須佐町7-25　　電話　0798-20-3544

保育所の概要

・施設の種類　小規模保育事業A型
・施設の名称　パレット保育園
・所在地　兵庫県西宮市中須佐町7-25
・電話/FAX　0798-20-3544
・事業認可年月日　平成27年4月1日
・施設管理者　大森　祥代

・定員

０歳児(6ヶ月～)	１歳児	２歳児	合計
６名	６名	７名	１９名

事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

（１）当事業所は、保育を必要とする乳児及び幼児を受け入れ、保育事業を行う事を目的とします。
（２）保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する事に最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
（３）当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家族との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達を踏まえ、保育を行うものとします。
（４）利用乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとします。
（５）当事業所は、「西宮市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を順守し、事業を実施するものとします。

設備概要

〇建物構造

・鉄骨造２階建て及び、鉄骨造１階

・保育所使用面積：　130.13　㎡

〇設備の内容

・0歳児スペース：　21.53㎡

・1歳児スペース：　19.87㎡

・2歳児スペース：　33.26㎡

・調理室：23.19㎡

・事務室：9.94㎡

・屋外遊技場：近隣の公園(中須佐公園)

・消防設備：消火器具

連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	西宮市立芦原あおぞらこども園
連携協力の概要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育

職員配置

令和８年４月　時点

職種	人数	常勤	非常勤
管理者	１	１	
保育従事者（保育士）	１０	４	６
栄養士	１	１	
調理員	２		２

※職員数は変動する場合がありますが、法律で定められた教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

職員勤務体制

職種	**勤務体系**
施設長	７：３０～１８：３０の間でシフトによる
保育士	７：３０～１９：００の間でシフトによる
栄養士・調理員	８：００～１７：００

※ローテーションにより，各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
※１１時間開園のために職員はローテーション勤務していますので、保護者の皆様と担任が直接お会いできない日もあります。連絡事項などは、連絡帳や当番職員へ口頭でお知らせください。

開園日・開園時間及び休業日

開園日	月曜日～土曜日（祝日を除く）
休園日※	日、祝日、緊急災害時など ※１２月２９日～１月３日は休園日となります。
開園時間	７：３０～１９：００
保育標準時間認定に係る保育時間	７：３０～１８：３０ （うち保育が必要と認められる時間）
保育標準時間認定に係る延長時間	１８：３０～１９：００
保育短時間認定に係る保育時間	８：３０～１６：３０ （うち保育が必要と認められる時間）
保育短時間認定に係る延長時間	７：３０～８：３０、１６：３０～１９：００

※保育時間の範囲内で、勤務時間＋通勤時間の利用ができます。
※当施設が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時００分までの範囲内で延長保育を提供します。
またその場合、３００円/３０分の保育料がかかります。

提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

保育理念　**子どもたちのイロドリある未来を想像する**

保育目標　**子どもたちの知りたい、やってみたい、伝えたいをかたちにする**

保育方針
- **子どもにとって豊かなことを考え抜き、リスクを恐れません**
- **子どもの主体性を大切にします**
- **保護者の心の拠り所になります**
- **地域の社会課題に目を向け、包括的な支援をおこないます**
- **時代の変化に合わせて保育の在り方を柔軟に考えます**
- **保育者として専門性と人間性を同時に高め、日々自己研鑽を行います**
- **サービスの提供よりもホスピタリティの提供を行います**
- **保育者同士意見し合える、風通しの良い組織で在り続けます**

〇一日の流れ

７：３０	**開園**
	登園開始
	視診・検温
９：３０	**手洗い・水分補給**
	朝の活動（歌、挨拶、手遊び、体操など）
１０：００	**戸外散歩・他（造形活動・運動あそびなど）**
１１：００	**手洗い・昼食**
	着替え
１２：００	**午睡開始**
１４：４５	**目覚め・検温**
１５：００	**手洗い・おやつ**
１６：００	**自由あそび**
	順次降園
１８：３０	**閉園**

※活動の前後や、一人ひとりのタイミングに応じて、排泄、オムツ交換の時間があります。

※入園後は無理なく保育園に慣れてもらうために、慣らし保育にご協力ください。

〇年間の主な行事について

令和７年度　実施

年　間　行　事　予　定			
４月	子どもの日	１０月	ハロウィン
５月	交流会	１１月	パレット親子デー 内科検診
６月	内科健診　歯科健診	１２月	クリスマス会
７月	水あそび	１月	お正月あそび
８月	水あそび	２月	節分
９月	敬老の日	３月	ひな祭り　卒園式
※毎月の行事・・・避難訓練・身体測定 ※個人懇談は随時実施します ※年度により変更があります。今年度の行事については別途お知らせします。			

食事提供について

（１）自園の栄養士が献立を作成し、業者から食材を仕入れて、自園調理しています。

（２）昼食と午後のおやつを提供します。

（３）食物アレルギー等は、除去食及び代替食にて対応いたします。医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要となります。その他の事情により配慮が必要な場合、あらかじめご相談ください。

提携医療機関について

●内科

医療機関の名称	えがおのこども　しもたけクリニック
医師名	下竹　敦哉
所在地	西宮市西福町 5-16　野村ビル 101
電話番号	0798-64-2525

●歯科

医療機関の名称	わたる歯科医院
医師名	松浦　亘
所在地	西宮市西福町 5-16-302　野村ビル JR 西ノ宮駅前
電話番号	0798－68－6480

保育料等について

（１）保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

（２）延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いただきます。

（３）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（１）・（２）に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項　目	内容，負担を求める理由及び目的	金　額
保険料	登降園及び保育中の事故等に対応する為	一人当たり 250 円
写真代 （業者による ネット販売）	購入実費	L 版　1 枚　72 円等

※ その他、費用が発生する場合は、別途ご案内いたします。

〇利用料のお支払い方法

・当月分の保育料を当月末日にゆうちょ銀行の口座から引き落としいたします。
（引き落とし手数料別途10円をご負担いただきます）

・延長保育をご利用の場合は、月末締めで請求書を発行し、翌月保育料と一緒に引き落としいたします。

・引き落とし手続きに関しましては、別途ご案内いたします。

〇加入保険

保険の種類	賠償責任保険（三井住友海上火災保険株式会社） 災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
保険の内容	賠償責任保険、傷害保険
保険金額	【賠償】１名あたりの賠償責任限度額：2 億円 １事故あたりの賠償責任限度額：2 億円 【死亡見舞金】　3000 万円 【傷害見舞金】　4000 万円～88 万円 【医療費】　医療保険並みの療養に要する費用　4/10

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付制度」をご確認ください。

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

緊急時の対応について

開園時間中に、園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の方の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者の方と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が関係機関と連携を取り合い、しかるべき対処を行いますので、ご理解をお願いします。

利用契約の終了について

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

（１）入所児童が満３歳に到達して最初の３月３１日を迎えたとき
（２）利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
（３）その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

災害時の対応について

（１）避難訓練の実施

毎月、火災、地震、洪水、津波、不審者のいずれかを想定して訓練をします。

（２）地震等大規模災害

地震、火災などの災害発生時の避難場所は次のとおりです。

園からの連絡に従い、速やかにお迎えにきてください。

緊急時は、はいチーズシステム並びにパレット保育園公式LINEにて連絡いたします。

〇災害時緊急避難場所

第１避難場所

名称	西宮市平木中学校
場所	〒662-0835 兵庫県西宮市平木町 6-19
電話	0798-65-4500

第２避難場所

名称	西宮市役所　中市民館
場所	〒662-0857 兵庫県西宮市中前田町 8-11 市立中市民館
電話	0798-26-0373

（３）気象警報・避難情報発令時の対応について

【臨時休園となる場合】

＜午前７時現在＞

西宮市に以下のいずれかの情報が発表・発令されている場合は**臨時休園**とします。

①気象庁からレベル５の特別警報の発表

②西宮市から警戒レベル４（避難指示）以上が登園の所在する地域に発令

※臨時休園後、発令が解除された場合は、各施設で安全に配慮の上、再開の判断を行います。再開を行う場合は、「はいチーズシステム」で連絡致します。

＜午前７時以降＞

・上記①～②が発表・発令された場合は、園でも避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えをお願いします。

・すでに避難所へ避難している場合は、「はいチーズシステム」からの配信や公式 LINE 等でお知らせします。その際は、指定の避難所までお迎えをお願いいたします。

【上記に当てはまらない場合】

気象庁から「レベル３の警報」や「レベル４の危険警報」が発表されている段階では原則開園いたしますが、以下の点にご協力お願いします。

・お子様を連れての登降園は危険を伴うため、ご家庭で保育が可能な方は、家庭保育にご協力ください。

・状況により園からのお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに来られる体制をとっておいてください。

・電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は、臨時休園となります。

【気象警報について】

・気象庁からの発表をご確認ください。

【避難情報について】

・市からの発令をご確認ください。

※避難指示は気象庁からの気象警報のレベルに基づき自治体で判断いたします。

気象庁から「レベル４の危険警報」が発表された場合であっても、

臨時休園の判断は、西宮市防災ポータルから**園の所在地域に「警戒レベル４以上」の避難指示が発令されているか**ご確認ください。

＜西宮市防災ポータル URL＞

https://www.nishinomiya-bousai.jp/

西宮市防災ポータル HP

安全計画について

当園では「安全計画」により、

①施設や設備等の安全点検

②園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導

③職員への各種訓練や研修等について年間計画

を定め、園児の安全に関する取組を進めてまいります。

なお、安全計画については別途周知いたします。

守秘義務及び個人情報の取り扱い

・当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守するとともに、個人情報の重要性を認識し、プライバシーに配慮した適切な取り扱いをいたします。

・場合により自治体（西宮市）に情報を提供する場合がございます。

・当園施設内及び、当園主催行事におきまして、撮影されました写真、ビデオをはじめ、保育園や園児に関わる画像・動画につきましては、個人的に楽しんでいただくものであり、不特定多数の閲覧の可能性のある媒体（インターネット・SNS等）への掲載、転売等は禁止させていただきます。

また、保護者の方が撮影された写真や動画、もしくは保育園で購入された写真等の紛失については、保育園は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いします。

要望・苦情等に関する窓口

〇保育園

苦情処理責任者：理事長　福永　浩司

苦情受付担当者：施設長　大森　祥代　　TEL: 0798-20-3544

第三者委員：民生協力委員　中西　春男　TEL：090-2010-3712

〇行政機関

西宮市保育幼稚園指導課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3

TEL：0798-34-8502　FAX：0798-35-5525

児童虐待の防止

・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】　（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰　　等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ　等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない）　等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるＤＶ（暴言暴力）　　等

・その他、虐待であるかどうかに関わらず、お子様に心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育園ではありません）。市に通告することにより、お子様と保護者様を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は、お子様を大切に思う保護者様と同じ思いで対応を行います。

・連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話が繋がらない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育園や市職員等が家庭訪問することがあります。

また、園内においてもお子様の権利擁護をしっかり意識した保育を実践し、虐待防止マニュアルの設置及び年１回以上の研修を行います。

保護者の方へのお願い･お知らせ

保育園は複数のお子さまが共同で生活する場です。
全体の安全を維持し、よりよい保育環境を整えていくためには、保護者の皆様のご協力が欠かせません。この点をご理解の上、在園中は次の事項についてご協力をお願いいたします。

○送迎について

送迎の際は、近隣の方のご迷惑とならないよう路上駐車や園前道路での一時停車はご遠慮ください。

○登園について

（１）欠席の場合は、**朝９：００までに**パレット保育園公式LINEへご連絡ください。
給食準備の都合がありますので、必ずご連絡をお願いします。
受診等で遅れて登園する場合も同様にご連絡ください。

（２）通常の登園は、**朝９：１５までに**お願いします。全体での活動が始まります。

（３）園所定のノートは、記入事項を漏れなく記入し、毎日持参してください。
特に知らせておきたいことは、保育士へ直接お伝えください。
※朝、薬を飲んでいる時、いつもと違う様子が見られる時、打ち身、炎症、腫れ、湿疹等がある場合、前日に予防接種を受けている場合等
※変わりなく元気な場合も、その旨お知らせください。

（４）玄関の開閉は必ず大人が行ってください。出入りの際は施錠の確認をお願いします。

○降園について

（１）当日の緊急連絡先が、事前に提出いただいている連絡先の順と異なる場合は、必ずお知らせください。（例：通常は母の職場だが、外出のため携帯電話へ連絡してほしい場合など）

（２）連絡ノートに記載した「お迎え時間・お迎えの方」が変更になる場合は、必ず公式LINEでお知らせください。
例：「18:00に母のお迎え」→「16:00に祖母のお迎え」へ変更等
※連絡がないままお迎えが変更になった場合、保護者確認が必要となり、すぐに降園できないことがあります。

（３）お迎えの際は、保育士からの連絡事項を受けた後、特別な事情がない限り速やかな降園にご協力ください。

○保護者の方との連携及び連絡の主な方法

（１）定期発行：園だより・食育だより・献立表・はいチーズシステム・公式LINE
（２）連絡帳：健康状態や生活の様子を家庭と園で相互に連絡を取り合います。

健康管理について

（１）健康診断

嘱託医による内科検診を年２回、歯科検診を年１回実施します。

健診結果については、個別にお知らせします。

（２）身体測定

毎月、身長・体重の測定し、記録により成長の確認を行っています。

（３）ＳＩＤＳ（乳幼児突然死症候群）への取り組み

睡眠中に乳幼児が死亡する原因には、SIDS（乳幼児突然死症候群）のほか、窒息などによる事故があります。SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。

以下のポイントを守ることで、SIDSの発症率が低くなるといわれています。

①あおむけに寝かせる

②できるだけ母乳で育てる

③たばこをやめる

また、園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

・子どもの顔が見えるあお向け寝にする。

・午睡時は部屋を離れず、表情が確認できる明るさを保つ

・やわらかい寝具は使用しない

・ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない

・０・１歳児と入所間もない２歳児は、５分ごとに呼吸状態を確認し記録する

・AEDを設置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的に実施する

（４）日々の健康観察

毎日、引継ぎ表および保護者からの聞き取りをもとに健康状態の把握に努めています。午睡後には検温を実施します。

（５）室内環境管理

温度計・湿度計・空気清浄機等を使用し、室内環境の維持や感染予防に努めています。

（６）職員の衛生管理

全職員（保育士、調理員、栄養士）は毎月保菌検査を実施しています。

（７）ケガやトラブルについて

安全に十分配慮していますが、集団生活の中では擦り傷・切り傷・ひっかき傷・噛みつきが起こる場合があります。ご理解をお願いします。

〇病気や利用中の体調不良について

（１）体調を崩した時は、症状が悪化しないよう家庭で十分に静養してください。

（２）病気やケガで欠席する時は、**症状・受診の有無・受診結果**を必ず園へご連絡ください。

（３）発熱・咳・下痢・嘔吐・発疹等は乳幼児に多い症状です。受診時に「保育園に通っていること」を伝え、**集団生活が可能かどうか**確認してから登園してください。

（４）保育中に発熱・嘔吐・下痢等の症状が出た場合はお迎えをお願いします。ケガの際も、受診が必要と判断した場合はお迎えをお願いすることがあります。

（５）感染症について

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】をご確認ください。

集団生活が可能な状態に回復し登園する際は、**登所可能証明書または登所届**を提出してください。診断後は速やかに園へご連絡ください。

ご家族が感染症に罹った場合もお知らせください。罹患された方が送迎される場合は玄関外での対応となります。

（６）頭部を打った場合

ご家庭で頭を打った場合は、**24時間はご家庭で様子を見るか、医療機関を受診して医師の指示を受けてから登園**してください。

登園される際は、必ず

・いつ、どのように打ったか

・受診の有無と診断内容

・現在の様子　　を必ず園へお知らせください。

園でも注意して様子を見守りますが、**頭部打撲は時間が経ってから症状が出ることもあるため、保育中でも体調の変化が見られた場合はお迎えや受診をお願いすることがあります。**

〇お薬について

・保育園ではお薬の預かりは原則として行っておりません。

処方の際に「朝・夕２回」または「朝・帰宅後・就寝前の３回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。

・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。

園での対応は、提出書類の内容に沿って行います。

・ホクナリンテープを貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。

テープが剥がれた場合は、園で処分します。貼り直しはできません。

また、内服中やホクナリンテープ使用中は、体調を考慮し水遊び等の活動は控えさせていただきます。

・虫よけスプレー、ムヒパッチ、かゆみ止め、日焼け止め等はお預かりできません。

・酸素吸入・吸入措置など、医療行為にあたる対応は園では行えません。

○もちもの　　★すべてに名前を記入してください

着替え	２セット	ズボン・上着・肌着 着脱しやすく動きやすいもの	毎日持参
手ふきタオル （ひも付き）	１枚	ハンドタオルの大きさ	
ビニールの袋	１枚	汚れたものを入れます	
紙パンツ	適量	１枚ずつ**前側に**名前を 書いてください	ストック分の在庫が切れないように補充願います。
敷きパッド タオルケット	各１枚	午睡用です	週１回持参（毎週末に持ち帰りをお願いします）

※口拭きタオル・食事用エプロン・おしりふき・敷布団・帽子は園で用意しております。
※ミルクを飲むお子様は、口拭きタオルを別途ご用意ください。

○安全・衛生について

（1）動きやすく、着脱しやすい服装を基本とし、安全にも配慮をお願いします。
　　安全面等への観点から下記の服装は避けていただきますようお願いします。

フード付き・首付近に紐のある服装	首が絞まる、ひっかかることがあります
ホック付きのズボン 背中にボタンのついた服	トイレに間に合わなかったり、着脱に時間がかかり意欲が削がれてしまいます
裾が長いズボン	転倒につながります
飾りのついたゴムやヘアピン シリコンの小さいゴム	ケガや誤飲の恐れがあります
サンダル	お散歩の時に転倒につながります （長靴で登園される場合も靴をご持参ください）

（2）衛生面、靴擦れ防止の観点から、靴下を着用、又はご持参ください。
（3）布団・帽子は、お子さま専用を決めて1年を通して使用します。
（4）ご家庭のおもちゃやぬいぐるみ等は持ってこないようにお願いします。
（5）使用済みの紙パンツは、園で処分いたします。

園での連絡方法とICT活用について

〇保育を支えるICTシステムの活用について

当園では「はいチーズ！システム」を活用し、園業務の効率化を図っています。
ICT（IT）技術により事務作業の負担を軽減し、保育士がお子様やご家族と向き合う時間を増やすことで、より良い保育の実現を目指しています。

〇ICT活用に伴い、保護者の方にご協力いただくこと

・登園・降園の打刻について
園で用意しているタブレット端末を使用し、「登園」「降園」の操作を行っていただきます。登降園児に簡単な操作へのご協力をお願いいたします。

〇公式LINEについて

欠席連絡や送迎変更などの連絡は、園の公式LINEを通して行います。
円滑な連絡のため、各ご家庭最大２名まで登録をお願いいたします。
卒園・退園の際は、登録の削除（退会手続き）をお願いします。

パレット保育園公式LINE
登録はこちらから
入園日までにご登録をお願いします

〇その他

・緊急連絡先（職場の連絡先・携帯電話等）に変更があった場合はお知らせください。
・仕事がお休みの日は、原則として家庭での保育をお願いします。
・保護者の方の通院や家庭での育児に疲れた場合などは、保育園の利用について保育園までご相談ください。その際の保育時間は、午前８時３０分から午後４時３０分までの中で必要な範囲となります。また、緊急連絡先を明確にお知らせください。

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登所のめやす
麻しん（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日（乳幼児にあっては、3 日）経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症 2 日前から発症後 7～10 日間はウイルスを排出しており､特に発症後 5 日間は感染させるリスクが高い	発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快から 1 日を経過した場合に、6 日目から登所が可能
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し､かつ全身状態が良好になっていること
結核	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱､充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 O157、O26、 O111 等	―	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	―	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	―	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ＲＳウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	ー	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

＜出典：子ども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023 年一部改訂版＞

2026年（令和8年）６月改定